

公立大学法人下関市立大学個人情報保護法等施行規程

令和5年3月22日

規程第19号

(趣旨)

第1条 この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び下関市個人情報保護法施行条例（令和4年条例第35号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において使用する用語は、法及び条例において使用する用語の例による。

(安全管理措置等)

第3条 法、条例及び本規程に定めるもののほか、理事長は、法第3条に定める基本理念に従い、その適正な取扱いを図るため安全管理措置等に係る要領を別に定める。

(写しの交付に係る費用)

第4条 法第89条第7項の規定により法人が定める手数料の額は、無料とする。

2 法第87条の規定による保有個人情報の写しの交付を受ける者は、別表に定める当該交付に要する費用を負担しなければならない。

(審査請求に関する手続)

第5条 法人が法第105条第3項の規定により準用する同法第1項の審査請求を諮問すべき行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関は、条例第8条第1項の下関市個人情報保護審査会とする。

(運用状況の公表)

第6条 法人は、条例第12条の規定に基づき、法に基づく開示等の実施状況を公表するものとする。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、法及び条例の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(旧規程の廃止)

2 公立大学法人下関市立大学が管理する保有個人情報に係る下関市個人情報保護条例の施行に関する規程（平成19年規程第21号）は、廃止する。

別表（第4条関係）

区分	料金
1 複写機（カラー複写機を除く。）による写しの交付（日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙によるものに限る。）	1枚につき10円
2 1以外の方法により保有個人情報を複写した物の交付	当該複写した物の作成に要する費用